

福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の 変更許可申請に係る事前了解願いの変更について



令和8年9月25日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 事前了解願いの変更内容・理由
2. 可燃性瓦礫の取り扱い（事前了解時）
3. 可燃性瓦礫の取り扱い（現在）
4. 可燃性瓦礫の取り扱い（将来計画）
5. 今後の取り組み

1. 事前了解願いの変更内容・理由

■ 事前了解願いの変更内容

焼却炉前処理設備の設置計画の取り下げ

■ 変更理由

事前了解願い提出当時（平成28年）と比較して、廃炉作業の進捗に伴い知見が蓄積され、雑可燃物の約9割がバックグラウンド相当の線量であり、手作業による分別が可能であることを確認いたしました。また、雑可燃物の前処理は、破碎作業よりも分別作業に時間を要することが判明いたしました。このため、事前了解願い提出当時に計画していた多量の破碎やベルトコンベアの移送を前提とした焼却炉前処理設備については、設置場所を含めて計画を大幅に見直す必要が生じたことから、事前了解を受けた計画のうち、焼却炉前処理設備の設置に係る計画を取り下げいたします。

なお、雑可燃物の前処理については、現在、構内の複数箇所に前処理エリアを設け、安全を確保しながら分別・破碎等を実施しています。

2. 可燃性瓦礫類の取り扱い（事前了解時）

■ 事前了解時（2016年頃）の計画

- 可燃性瓦礫の線量に対するデータが無く、焼却対象となる可燃性瓦礫を最大0.2mSv/h、または1.0mSv/hの汚染があるとして想定

- ・ 最大0.2mSv/h：増設焼却設備*で焼却
- ・ 最大1.0mSv/h：既設焼却設備**で焼却

*)増設雑固体廃棄物焼却設備

**)雑固体廃棄物焼却設備

- また、短期間で線量のある可燃性瓦礫の搬送が必要と考えていたため、
 - ・ 廃棄物は重機でハンドリング（作業員の被ばく線量低減）
 - ・ 破碎後コンベアにて増設焼却設備へ直送（大量処理のため）を計画
- 上記を踏まえ、可燃性瓦礫の破碎は**大規模な焼却炉前処理設備で実施**する計画
- 当該計画を踏まえ、伐採木の幹根、枝葉についても、焼却炉前処理設備を経由して、増設焼却設備へ搬送を計画

2. 可燃性瓦礫類の取り扱い（事前了解時）

〔見直し前〕焼却炉前処理設備（鉄筋コンクリート造）

BG相当

伐採木（幹根）
一時保管エリア

BG越え～
0.2mSv/h

伐採木（枝葉）
一時保管槽

BG～
0.1mSv/h

屋外一時保管
エリア
の可燃性瓦礫

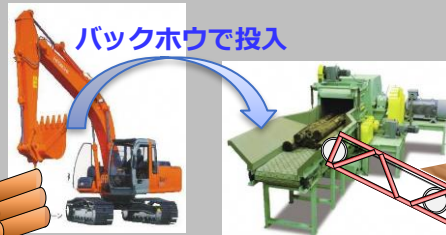
BG相当

BG越え～
0.1mSv/h

0.1越え～
1.0mSv/h

定常発生の
可燃性瓦礫

バックホウで投入



伐採木（幹根）破砕機

バックホウで投入

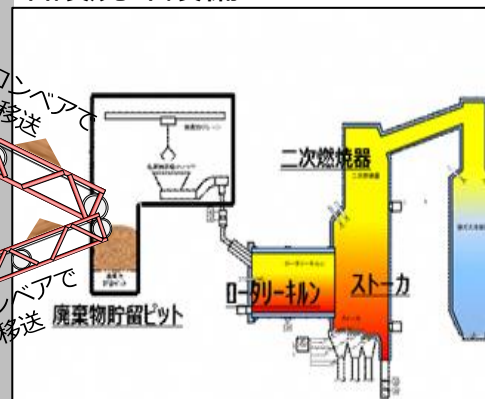


伐採木（枝葉）
可燃性瓦礫

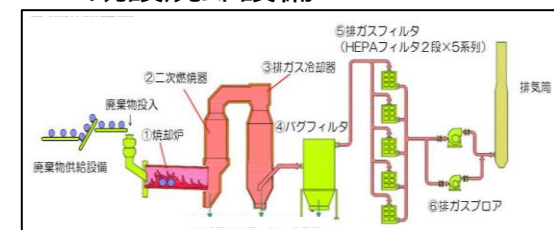
伐採木（枝葉）・可燃性瓦礫
破砕機

ベルトコンベアで
建屋間を移送

増設焼却設備



既設焼却設備



保護衣類



固体廃棄物貯蔵庫

3. 可燃性瓦礫類の取り扱い（現在）

■ 現在の状況

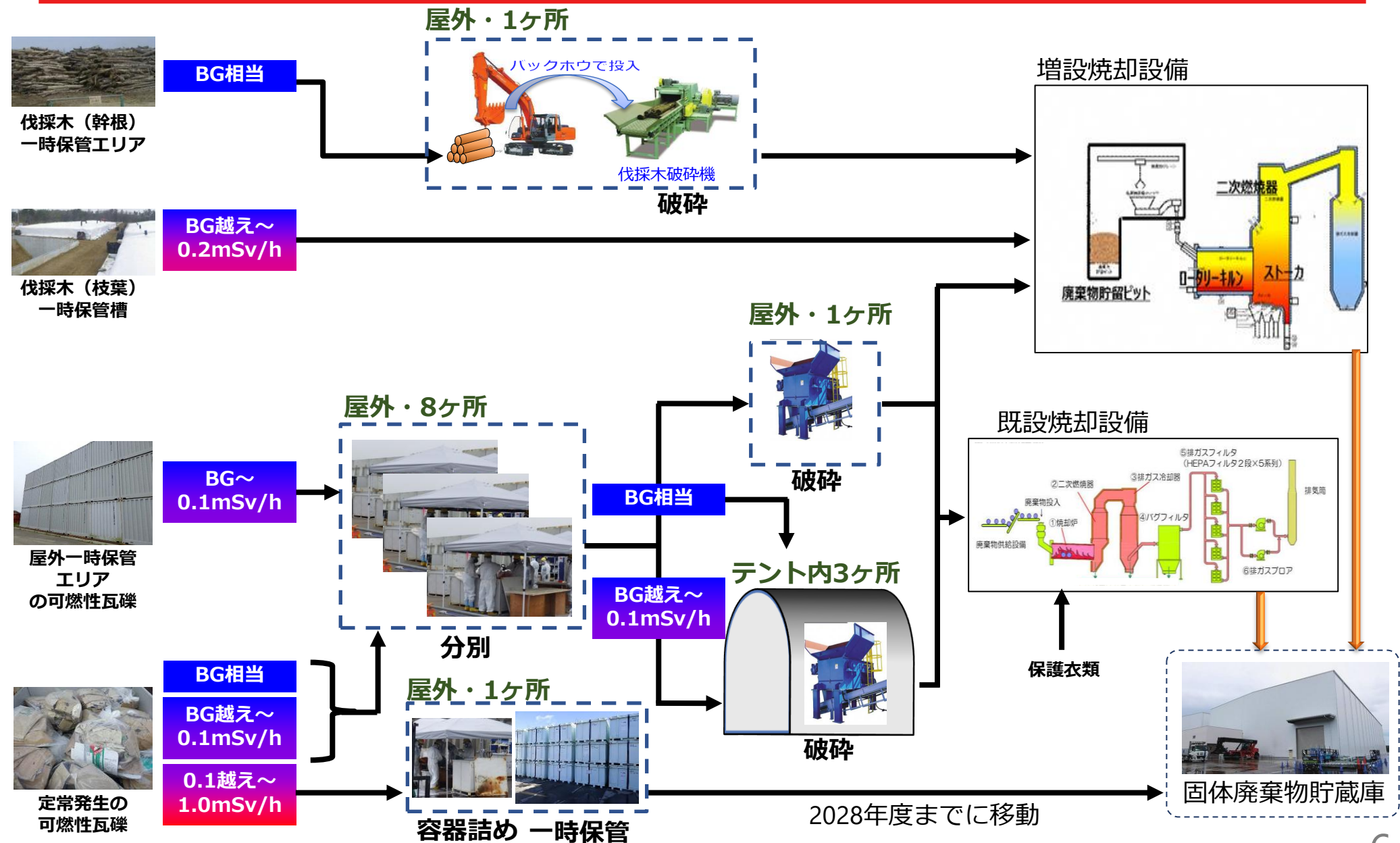
- 2016年から約10年間の発生実績より、可燃性瓦礫の9割が0.005mSv/hを下回るBG相当であることが明確となった
- 可燃性瓦礫の中には、発生時の分別回収が不十分であったため、焼却設備へ影響を与える金属が混入していることも判明
- このため可燃性瓦礫は屋外で分別し、BG相当の可燃性瓦礫は屋外で破砕、BGを超える可燃性瓦礫はテント内で破砕し、焼却設備へトラックで搬送
- なお現在は、BG相当の可燃性瓦礫の必要量が多いため、分別・破砕は、複数箇所（分別：屋外8箇所、破砕：屋外1箇所、テント内3箇所）で適宜、空气中放射性物質濃度を測定しながら実施
- BGを超える可燃性瓦礫の破砕は、屋内で空气中放射性物質濃度を監視しながら実施
- また、当該計画を踏まえ、伐採木の幹根（BG相当）は、屋外で破砕し増設焼却設備へ搬送
伐採木の枝葉は、保管槽から増設焼却設備へ直送することとしている



可燃性瓦礫内の不燃物

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

3. 可燃性瓦礫類の取り扱い（現在）



4. 可燃性瓦礫類の取り扱い（将来計画）

■ 将来の計画

- 2029年度以降は定常発生分だけとなるため、必要処理量が大きく低減

⇒BG相当の可燃性瓦礫を1か所集め、分別・破砕を行う

⇒BGを超える可燃性瓦礫は、更に少量となるため、既存の建屋かテント内にて、分別・破砕を行う（今後検討）

- 現在、屋外での分別・破砕では、降雨時は作業が中断。また、作業環境においても、夏場、冬場とも過酷な状況

⇒作業環境を改善するためにこれを屋内化し、スポットクーラー等で作業環境を改善

- 将来、伐採木（幹根・枝葉）が発生した場合は、

幹根：現在の実績を踏襲し、屋外で破砕

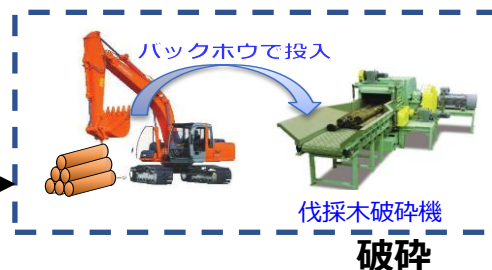
枝葉：屋外で破砕

⇒現在発生している枝葉はBG相当であり、将来の発生予測量は少なく、また継続して発生するものではない

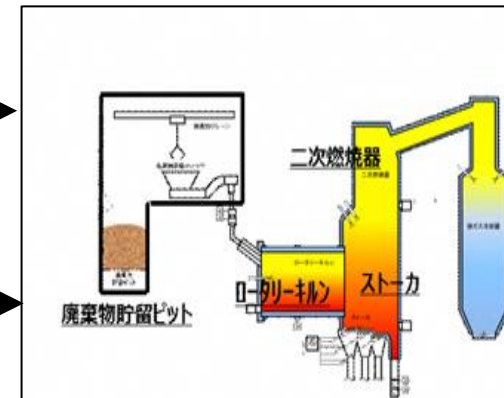
- 現在考えている条件とは異なる可燃性瓦礫が発生した場合は、一旦立ち止まり検討
⇒適時、ご報告を行う

4. 可燃性瓦礫類の取り扱い（将来計画）

屋外・1ヶ所



増設焼却設備



将来発生伐採木
(幹根・枝葉)

BG相当

BG相当

BG越え～
0.2mSv/h

BG～
0.1mSv/h

BG相当

BG越え～
0.1mSv/h

0.1越え～
1.0mSv/h



伐採木（幹根）
一時保管エリア



伐採木（枝葉）
一時保管槽



屋外一時保管
エリア
の可燃性瓦礫



定常発生
の可燃性瓦礫

〔見直し後〕焼却炉前処理設備
(構造は今後検討。S造等を想定)

建屋内・1ヶ所

分別



破碎

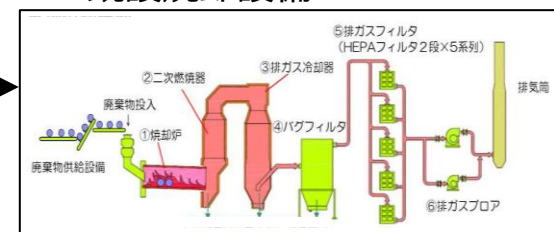
テント等建屋内1ヶ所

分別



破碎

既設焼却設備



保護衣類



固体廃棄物貯蔵庫

5. 今後の取り組み

■ 設計検討状況

- 可燃物瓦礫の分別破砕だけでなく、これ以外の前処理の二ーズを再整理作業性を考慮した、適切な設備構成を再検討中
- 上記がまとまった後には、これに付帯する換気や電源・建屋について設計を進める

■ 今後の工程

- 上記の設計の中で、工程を検討するため、現時点では未定
- 過去の実績から推測すると、2032年度以降になる見通し